

吸収分割公告

令和4年2月25日

債権者各位

愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字八反107番地
セントライ青果株式会社
代表取締役 石原美紀

当社は、令和4年4月1日を効力発生日として、当社の完全子会社である名果商事株式会社（本店 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字八反107番地）の輸入果実及び国内青果卸売事業に関する権利義務を承継することにいたしましたので、下記のとおり公告いたします。

尚、当社は会社法796条第2項、名果商事株式会社は会社法784条第1項に基づき株主総会の決議を経ずにこの会社分割を決定しております。

記

1. この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1ヵ月以内にお申し出下さい。
2. 各社の最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(当社)

<http://www.centrai.co.jp/koukouku/index.html>

(名果商事株式会社)

掲載紙 官報

掲載の日付 令和3年11月17日

掲載頁 57頁（号外第260号）

以上